

視点1～視点3の追加の議論について

令和6年1月29日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

iDeCoの加入年齢の引上げについて



①iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- iDeCoの加入には国民年金被保険者である必要があり、iDeCoの加入可能年齢については、①第1号被保険者(自営業者等)は60歳未満、②第2号被保険者(会社員・公務員等)は65歳未満、③第3号被保険者(専業主婦(夫))は60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっており、違いがある。
- そこで、働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

- 現在のiDeCoの拠出限度額は、第1号被保険者（自営業者等）は月額6.8万円、第2号被保険者（会社員・公務員等）のうち企業年金ありの者は月額1.2-2.0万円、企業年金なしの者は2.3万円、第3号被保険者（専業主婦（夫））は月額2.3万円となっている。
- 2024年12月より、会社員・公務員等のうち、企業年金ありの者は、拠出限度額が2.0万円に統一される予定である。
- また、iDeCoの受給を開始できる年齢については、上限年齢が75歳となっている。
- これらのiDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③iDeCoの手続きの簡素化

- なお、NISAと併せて、iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

（注）税制措置については、今後の税制改正過程において検討することとされている。

【iDeCo制度の改革（第二の柱）】

① iDeCoの加入可能年齢の引上げについて

- ・ iDeCoの加入可能年齢について、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、70歳まで引き上げることとする。詳細な要件等については、働き方・ライフコースが多様化する中で、幅広い方々が公平に老後生活に備えることができる環境をつくることを基本として検討し、次期年金制度改正において、所要の法制上の措置を講じる。

② iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて

- ・ 拠出限度額については、令和元年12月25日にとりまとめた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」においても、「拠出限度額・中途引き出し・受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みの在り方については、引き続きの検討課題となるが、企業年金が退職給付由来であり労使合意に基づくものであるということや、これらの見直しの内容によっては、企業年金、特に確定給付企業年金（DB）の普及を阻害しかねないことにも留意して、自助・共助・公助の役割分担や雇用・働き方の変化等を踏まえつつ、将来像の検討とともに、税制との関係も含めて、引き続き丁寧に検討を継続していく必要がある。」とされており、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。
- ・ iDeCoの受給を開始できる年齢の上限を引き上げることについて、iDeCoの加入可能年齢の引上げを踏まえ、老後の所得確保のための制度として掛金拠出と運用を一定期間確保する観点から、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。

③ iDeCoの手続きの簡素化について

- ・ 令和6年12月から、加入時・転職時の事業主証明書及び年1回の現況確認を廃止するとともに、併せて、さらなる簡素化・デジタル化に取り組んでいく。また、NISA・iDeCoの口座開設の簡素化についても、金融庁における検討を踏まえ取組を進めていく。

iDeCoの加入可能年齢の現行制度について

- 現行制度において、iDeCoに加入して掛金を拠出できる対象者の範囲は、国民年金に加入している者と同様の年齢の範囲に設定している。

		20 (※1) ~ 59歳	60 ~ 64歳	65 ~ 69歳	70歳 ~	
公的年金	(1) 国民年金被保険者	→ (※2) →				
	(2) 厚生年金被保険者	→				
私的年金	確定給付企業年金 (DB) の加入者	→ 厚生年金被保険者が加入可能				
	(1) 企業型確定拠出年金 (企業型DC) の加入者	→ 厚生年金被保険者が加入可能				
	(2) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入者	→		→ (※2) →		
	国民年金基金の加入者	→		→ (※2) →		

※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は国民年金第2号被保険者となる。

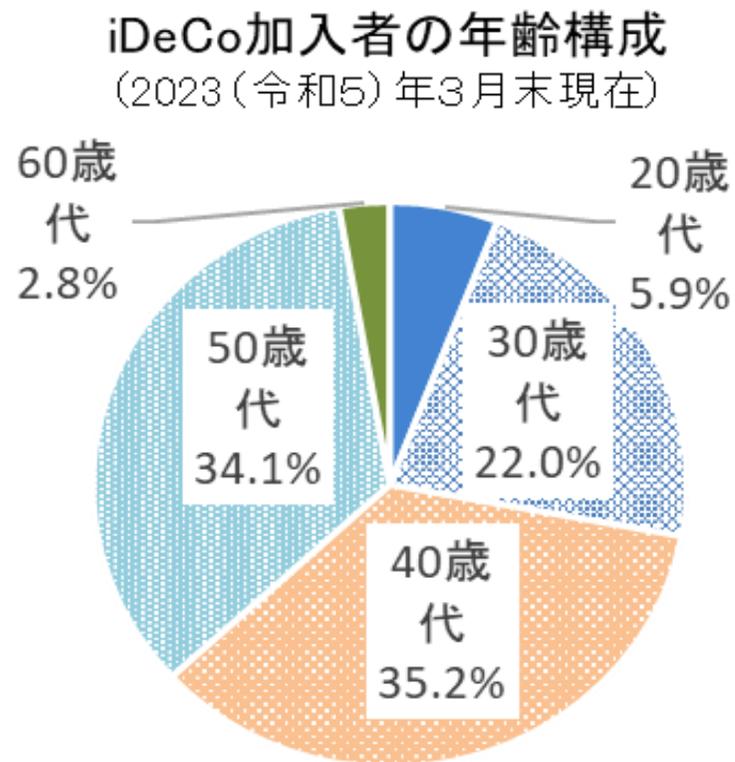
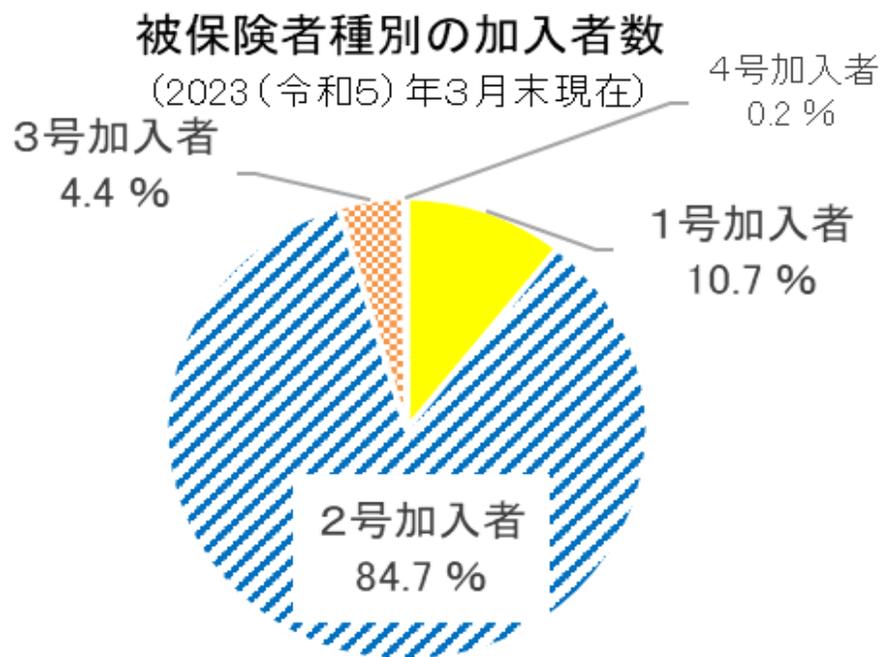
※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者: 60歳未満、②第2号被保険者: 原則65歳未満、③第3号被保険者: 60歳未満、④任意加入被保険者: 65歳未満であって保険料納付済期間等が480月未満の者(第2号及び第3号被保険者を除く)となっている。

iDeCoの加入資格について

iDeCoの加入者種別	国民年金の被保険者種別	iDeCoの加入対象となる方
第1号加入者	第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者、フリーランス、学生など ※ただし、農業者年金の被保険者、国民年金保険料の免除者・納付猶予者を除く。
第2号加入者	第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者（会社員、公務員等） ※老齢基礎年金の受給権を有する者はiDeCo加入者とはならない。
第3号加入者	第3号被保険者	国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
第4号加入者	任意加入被保険者	国民年金に任意で加入した方 ・ 60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料の納付済期間等が480月に達していない方 ・ 20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間等が480月に達していない方

iDeCo加入者の種別と割合

- iDeCo加入者における加入者種別の割合を見ると、2号加入者（厚生年金保険の被保険者（会社員、公務員等））が大半を占める。
- iDeCo加入者の年齢構成を見ると、50歳代、60歳代の加入者が一定数いる。60歳代以上のiDeCo加入者数は80,685名（令和5年3月末時点）。



加入可能年齢の引上げに関する論点

- 現行の制度においては、企業型DC・DBが原則70歳まで加入可能であるのに対し、国民年金第2号被保険者は原則65歳、国民年金第1号被保険者は60歳までしかiDeCoに加入できないため、働き方を含めたライフコースが多様化する中で、私的年金を活用して老後生活に備えることができる期間に格差が生じている。
- 一方で、格差の是正のため加入可能年齢を引き上げた場合、公的年金との関係をどう考えるかが論点となる。

制度の目的

確定給付企業年金 (DB)	<p>確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>
確定拠出年金 (DC)	<p>確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>

制度の現状

確定給付企業年金 (DB)		70歳未満が加入可能（※1） （厚生年金被保険者の被保険者資格の要件と同じ）
確定拠出年金 (DC)	企業型DC	65歳未満が加入可能（※2、3） （国民年金被保険者の被保険者資格の要件と同じ）
	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	
国民年金基金		65歳未満が加入可能（※2） （60歳までは国民年金第1号被保険者資格、65歳までは任意加入者被保険者資格の要件と同じ）

（※1）規約で一定の資格を定めた場合、当該資格を有しない者は対象外。また、企業型DCの老齢給付の受給を開始している者は対象外。

（※2）第1号被保険者の場合保険料免除者等は対象外。60歳以上の者であっても老齢基礎年金の受給を開始している者は対象外。

（※3）iDeCoの老齢給付の受給を開始している者は対象外。

⇒ 企業型DC・DBの加入可能年齢とiDeCoの加入可能年齢には差異が生じている。

iDeCoと公的年金との関係について

○ 例えば、以下のような場合にiDeCo加入を認めることについて、公的年金との関係でどのように考えるか。

(1) 保険料納付済期間等が480月を超えており、60歳以降国民被保険者になれない場合

- ・ 老齢基礎年金の額計算の基礎となる国民年金の保険料納付期間は20歳から60歳までの40年間（480月）。これを満たすと国民年金の任意加入被保険者となることはできない。
- ・ このような場合に、国民年金被保険者でない60歳以降の者のiDeCoへの加入を可能とすることをどのように考えるか。

(2) 保険料納付済期間等が120月を超え、かつ、国民年金に任意加入できる状況で任意加入していない場合

- ・ 保険料納付済期間等が120月を超えている場合、老齢基礎年金を受給することが可能となるが、さらに年金額を増やすため、60歳～65歳までの間、保険料納付済期間等が480月に達するまで、国民年金の任意加入被保険者となることも可能。
- ・ このような場合に、国民年金に任意加入していない60歳以降の者のiDeCoへの加入を可能とすることをどのように考えるか。

(3) 既に老齢基礎年金の受給を開始している場合

- ・ 老齢基礎年金の受給を開始すると、iDeCoに加入できなくなる一方で、老齢基礎年金を受給しながら厚生年金保険の被保険者となったり、企業型DC・DBに加入することは可能である。
- ・ 既に老齢基礎年金の受給を開始している者のiDeCoへの加入を可能とすることをどのように考えるか。

(4) 保険料納付済期間等が120月を超えていない等により、60歳以降で老齢基礎年金の受給権を有していない場合

- ・ 過去に保険料納付をしていなかった、または年金制度の被保険者でなかった等、保険料納付済期間等が老齢基礎年金を受給できる基準を満たさないため老齢基礎年金の受給権を有していない場合、または受給権が発生する見込みがない場合、iDeCo加入を可能とすることをどのように考えるか。